

国民保護計画の作成における根拠法令等

< 国関係 >

【国民保護法】

武力攻撃事態等において、国、地方公共団体等の責務、国民の協力、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置等を定めることにより、国全体として万全の態勢を整備し、武力攻撃事態等における国民保護のための措置を的確かつ迅速に実施する。

【基本指針】(内閣官房)

政府が、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置に関してあらかじめ定める基本的な指針。指定行政機関及び都道府県が定める国民保護計画並びに指定公共機関が定める業務計画の基本となるもの

【都道府県モデル計画】(消防庁)

都道府県が国民保護計画を作成するにあたり必要な情報や考え方を都道府県に提供することにより、計画作成の参考とするもの

< 三重県 >

【三重県国民保護基本方針】

三重県が武力攻撃事態等に備えて県民を保護するため、基本的な考え方を確認したもの

【三重県国民保護計画作成の考え方】

三重県が国民保護計画を作成するにあたって、計画の目的や計画作成に関しての考え方をまとめたもの

【三重県国民保護計画】

県が国民の保護のための措置の内容及び実施方法などに関して政府の定める基本指針に基づき定める計画